

浄配水場運転管理等業務委託

基本仕様書

令和7年度～令和11年度

川口市上下水道局

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本仕様書は、川口市上下水道局（以下、「発注者」という）が管理する水道事業に係る川口市上下水道局浄配水場の運転管理及び設備点検等を包括的に民間事業者（以下「受注者」という。）に委託し、円滑な実施と適正な運営が図られることを目的として定めるものである。

(業務の履行)

第2条 受注者は、アクアプラン川口21による企業理念に基づき浄配水場等及び水道事業の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書、業務実施提案書等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(履行期間等)

第3条 履行期間、履行準備期間は以下のとおりとする。

- 2 履行期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3 履行準備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
受注者は履行準備期間に従事者の確保・研修等を行い、また前受注者から業務の引継ぎを受け、円滑な委託業務の実施に努めなければならない。
なお、履行準備期間中の費用は、受注者の負担とする。

(業務の範囲・業務内容)

第4条 業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第2章」に定めるとおりとする。

(業務管理)

第5条 受注者は、責任をもって業務を履行しなければならない。

- 2 受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡すること。
- 3 受注者は、浄配水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄配水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって可能な限り、設備の予防保全に努めること。
- 4 受注者は、地震その他の天災及び水質事故等浄水機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

(監督員の選任及び職務)

第6条 発注者は、当該業務の監督員を選任し受注者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員の職務は、次のとおりとする。

- 一 契約業務の履行について総括責任者との協議・連絡
- 二 業務計画書の確認又は協議
- 三 業務検査及び監督

(総括責任者の選任及び職務)

第 7 条 受注者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に通知すること。総括責任者を変更したときも同様とすること。

2 総括責任者は、現場の最高責任者として、委託業務又はその運用に従事する者の指揮及び監督を行うとともに、その技術の向上と事故防止に努めること。

3 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的と内容を十分理解し、施設の機能の把握に努めなければならない。そのうえで監督員との連絡を密にし、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。

4 総括責任者は、施設及び設備の機能や管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。ただし、休暇及び夜間等、不在時は代務者を明示し報告すること。報告方法については監督員と協議すること。

(有資格者)

第 8 条 受注者は、職務上必要とされる水道技術管理者、第三種電気主任技術者、酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者の資格を有する者を 1 名以上選任し、公害防止主任者(大気関係)を 2 名以上選任すること。また、危険物取扱者(乙種第 4 類)に関し、上青木浄水場、新郷浄水場、神根浄水場、鳩ヶ谷浄水場、石神配水場、横曽根浄水場の各浄配水場に有資格者を責任者として選任し、定期的に保安講習を受講すること。ただし、上記同等以上の資格も可とする。

(年間業務履行計画書)

第 9 条 受注者は、年間業務履行計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年間業務履行計画書は、次の事項を基本とし、発注者と受注者の協議により定める。

- (1) 業務履行組織図
- (2) 緊急連絡体制図
- (3) 日常業務計画表
- (4) 主要設備概要一覧表
- (5) 運転管理業務計画書
- (6) 主要監視・管理項目一覧表
- (7) 定期点検業務計画表
- (8) 設備点検基準表

(業務計画書及び業務完了報告書)

第 10 条 受注者は、月間の業務履行に関する計画を特記仕様書第 3 条に定めるところにより発注者に提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月

間業務履行計画書に添付して提出すること。

- 2 受注者は、前項の当該月の業務履行計画に基づき業務を完了したときは、特記仕様書第3条に定めるところにより月間業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、月間業務完了報告書に添付して提出すること。

(業務記録等の整備)

第11条 受注者は、業務記録等業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受注者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

(業務報告書等)

第12条 受注者は、本仕様書「第3章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

(安全管理)

第13条 受注者は、作業の実施にあたり安全に関する事項を定めるほか、関係法令を遵守しなければならない。

(安全教育及び訓練)

第14条 受注者は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

- 2 受注者は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、研修を行わなければならない。

(安全衛生管理)

第15条 受注者は、水道法第21条に定めるところにより、業務従事者に対し定期的腸内保菌検査(検便)を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(整理整頓等)

第16条 受注者は、委託業務の履行上必要な施設建物内及び施設まわりを清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。ただし、業務範囲外の清掃はこれにあたらぬ。

(従事者の服装等)

第17条 受注者は、委託業務又はその運用に従事する者に安全かつ清潔な服装をさせ、名札等を着用させなければならない。ただし、作業中など、着用により危険が生じる場合などはこの限りではない。

(火災の防止)

第18条 受注者は、浄配水場等の火災を未然に防止するため、火気の手扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(災害時)

第19条 受注者は、災害時もしくは、災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、被害の拡大を防止しなければならない。

(浄水場等施設の一般管理)

第20条 受注者は、水道法、労働安全衛生法等の法令及び規則等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、浄配水場等施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。該当する法令・条例等の確認は受注者の責任で行うものとする。

- (1) 水道法
- (2) 下水道法
- (3) 浄化槽法
- (4) 電気事業法
- (5) 消防法
- (6) 公害対策基本法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 大気汚染防止法
- (9) 労働基準法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 労働災害補償保険法
- (12) 職業安定法
- (13) 騒音規制法
- (14) 振動規制法
- (15) 悪臭防止法
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (17) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (18) 個人情報の保護に関する法律
- (19) その他、この契約の履行に関する関係法令等
- (20) 監督官庁からの指示命令等

2 受注者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として監督員に提出し、承認を受けるものとする。

第2章 業務範囲及び業務内容

(業務の範囲)

第21条 本業務の委託範囲は、特記仕様書第5条に記載されているものとする。

(業務の内容)

第22条 業務の主な内容は次のとおりとする。

1. 運転監視業務
 - (1) 浄配水場等施設の各種機器の運転制御
 - (2) 浄配水場等施設の監視及び記録
 - (3) 高度機械警備設備による監視
 - (4) その他業務上必要な諸作業
2. 設備点検業務
 - (1) 浄配水場等施設の設備機器の設備点検及び保守
 - (2) 浄配水場等施設の調整及び整備
 - (3) 浄配水場等の工事及び修繕に伴う事前準備並びに動作運転状態の点検、委託等(樹木・清掃、消防設備点検、浄化槽点検など)、調達(薬品・燃料)に係る立会及び機械警備等の解・施錠
 - (4) 特記仕様書 別表-7に定められた専門企業への再委託とその管理監督
3. 日常点検業務
 - (1) 神根浄水場巡回点検
 - (2) 新郷浄水場巡回点検
 - (3) 横曽根浄水場巡回点検
 - (4) 鳩ヶ谷浄水場巡回点検
 - (5) 石神配水場巡回点検
 - (6) 芝園配水場巡回点検
 - (7) 南平配水場巡回点検
 - (8) 上青木浄水場巡回点検
4. 水質検査業務
 - (1) 浄配水場の運転管理上で必要な通常的な水質検査(外観、臭気、残塩等)
 - (2) 管末給水栓における毎日水質検査
5. 維持・保守管理業務
 - (1) 機器等の異常発見時の報告及び補修(物品購入での補修及び修繕等)
 - (2) 補修実施時の処置報告書の作成
 - (3) 委託費に含む修繕費の計画、管理及び報告
 - (4) 維持及び保守管理上必要な諸作業
 - (5) その他記載のないものについての監督員との協議

(業務対象設備)

第23条 委託業務の対象とする設備及び範囲等は、特記仕様書に記載されているものと

する。

(設備の制御及び監視)

第24条 受注者は、制御及び監視により異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに監督員に報告及び協議し、処置を行うこと。ただし、(1)～(13)に掲げるものは、受注者の判断により処置実施後での報告を行うことができるものとする。

- (1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理
- (2) 導水・送水設備の適正な流量管理
- (3) 受変電設備の監視
- (4) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、調整池流入量の監視及び制御
- (5) 取水・浄水施設、各配水池の水位及び流量等の監視
- (6) 取水・浄水施設、急速ろ過設備、排水処理設備の運転監視及び制御
- (7) 各池の水位監視
- (8) 水温、水圧、色度、濁度、pH値、残留塩素、導電率の監視
- (9) 薬品(PAC、次亜塩素)の注入率、注入量の監視
- (10) 薬品類、潤滑油脂類、軽油、灯油等の残量記録及び管理
- (11) 発注者が行う工事及び修繕等に係る運転及び操作
※内容については都度監督員と協議後、合意の基で計画するもの
- (12) 薬品、軽油、灯油等の取扱い及び受入に係る立会及び機械警備等の解・施錠
- (13) 樹木管理及び清掃委託等に係る立会及び機械警備等の解・施錠

2 受注者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等、運転監視に必要なものについて記録しなければならない。

(日常点検)

第25条 受注者は、次に掲げる場内外施設及び設備の巡回点検を実施するものとし、内容は特記仕様書第8条に記載されているものとする。

- (1) 建築物及び建築付帯設備
- (2) 取水井、ろ水装置設備、滅菌装置設備
- (3) 排水処理設備、貯水設備
- (4) 受配電計装設備、自家発電設備、直流電源設備
- (5) ポンプ設備、配管設備、配管ピット、弁類、各種点検口
- (6) 敷地外柵、門扉
- (7) 施設内及び施設まわりの清掃状況
- (8) その他業務上必要な付帯設備の確認

(調整及び整備)

第26条 受注者は、各機器が正常に動作するように調整及び整備に努め、作業終了後に監督員へ報告すること。ただし、調整及び整備の対象機器及び報告の内容は、特

記仕様書に記載されているものとする。

2 受注者は、次の調整及び整備を実施するものとする。また、水質測定機器等については定期的にメンテナンス及び校正を実施し、校正証明書等を保管するものとする。

- (1) 各種ポンプ類の消耗品（圧力計・グランドパッキン・軸冷却配管等）の交換及びオイル補充等
- (2) 各種小型電動機類の調整
- (3) 各種機器及び弁類のグリスアップ
- (4) 水質計器等の保守点検及び調整

（業務管理）

第27条 受注者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 事務室等の自主管理
- (4) 借受物品等の管理
- (5) 災害時における業務体制

（運転管理業務要領）

第28条 受注者は、業務の履行にあたっては、第4章に定める「運転管理業務要領」によるものとする。

第3章 業務報告書等

(業務書類等)

第29条 受注者は、業務の履行にあたり次の書類を提出しなければならない。

1. 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 総括責任者選任届
 - (2) 委託業務又はその運用に従事する者の名簿(氏名)及び資格一覧表
 - (3) 委託業務又はその運用に従事する者の健康診断書(検便・年2回)
※ 新規入場者の腸内保菌検査(検便)は随時行うこと。
検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、
腸管出血性大腸菌(O157)
 - (4) 年間業務履行計画書
 - (5) 設備機器台帳
 - (6) その他、発注者が必要と指定した書類等
2. 月間業務履行計画書及び修繕計画書(当月分を前月25日までに提出)
3. 次の書類は、当月分を翌月10日までに提出しなければならない。
 - (1) 業務完了報告書一式
 - (2) 川口市上水道給水栓水質試験成績表
 - (3) 巡回点検記録
 - (4) 自家発電設備始動試験記録
 - (5) 蓄電池点検記録
 - (6) 末端圧テレメータ盤点検記録
 - (7) クレーン点検記録
 - (8) 変圧器点検記録
 - (9) 残塩計点検記録
 - (10) 次重注入設備点検記録
 - (11) 場外加圧ポンプ点検記録
 - (12) テロ対策・水道施設の警備記録
 - (13) 危険物量の確認記録
 - (14) 電動弁蓄電池電圧点検記録
 - (15) 日常巡回点検記録(1)受配電設備
 - (16) 日常巡回点検記録(2)負荷設備
 - (17) 日常点検業務日誌
 - (18) 振動・軸受温度測定記録(3ヶ月毎)
 - (19) 配管沈下レベル測定記録(6ヶ月毎)
 - (20) 取水設備点検記録(6ヶ月毎)
 - (21) 蓄電池電圧降下記録(1ヶ年毎)
 - (22) 取水井・蓄電池電圧降下記録(1ヶ年毎)
 - (23) 取水 動静水位 揚水量測定(3ヶ月毎)
 - (24) 取水井取水量積算値記録(上青木 1・2・3・4・5・7・9 号井・神根 1・

4・7・9号井・新郷1・5号井・鳩ヶ谷7号井)

- (25) 水質モニタ点検整備記録（6、9、3月）
- (26) 空調機器簡易点検記録（2ヵ月毎）
- (27) 空調設備点検記録（1ヵ年毎）（新郷浄水場、鳩ヶ谷浄水場）
- (28) 鳩ヶ谷浄水場逆洗記録
- (29) 実施記録

4. 不具合・故障報告書（その都度）

5. 次の書類は、契約期間完了後速やかに提出しなければならない。

- (1) 月間・年間業務完了報告書
- (2) その他発注者が指定するもの

第4章 運転管理業務要領

(趣旨)

第30条 この章は、川口市上下水道局水道事業に係る浄配水場等施設の運転監視及び保守点検業務に関し必要な事項を定めるものである。

(業務の形態)

第31条 業務の形態は以下を基本とする。

- | | |
|-----|--|
| 操作員 | 上青木浄水場中央操作室において、浄配水場遠隔箇所運転監視等を行うもので、24時間複数名体制の業務とする。業務は第32, 34, 35, 38～40条を基に行う。 |
| 保全員 | 浄配水場等施設等の日常巡回及び定期点検並びに設備に係る保全等を行うもので、週休日及び閉庁日を除く平日昼間の業務とする。業務は第33, 36～40条を基に行う。 |

(運転監視操作業務の心得)

第32条 浄配水場等施設の運転監視操作に従事する者は、本仕様書・特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を遵守し、業務にあたらなければならない。

- 2 浄配水場等施設の運転監視操作に従事する者は、設備の構造、諸元、動作特性、及び管理状況を踏まえ、平時より故障、事故及び災害等の非常時においても適切に即応できるよう備えなければならない。

(設備点検業務の心得)

第33条 浄配水場等施設設備の日常巡回、定期点検に従事する者は、本仕様書・特記仕様書に定めるもののほか、業務履行に必要とする関係法令その他関係書類等の定めを遵守し、業務にあたらなければならない。

- 2 浄配水場等施設設備の日常巡回、定期点検に従事する者は、設備の構造、諸元、動作特性、設備機器の重要性及び目的等を熟知し通常時の点検を行うとともに、故障及び事故時においても敏速かつ適切に処置できるよう常に心掛けなければならない。
- 3 浄配水場等施設設備の日常巡視、定期点検に従事する者は、巡視及び高度機械警備の設備等により第三者による人為的異常を発見した場合は、直ちに警備会社に連絡を行うとともに監督員へ報告すること。

(常時監視)

第34条 浄配水場等施設の運転監視操作に従事する者は、浄配水場等施設の運転にあたり手順書等を作成し、手順書等に基づいて常に適正な監視を行わなければならない。

なお、発注者所管工事の施工に伴う圧力監視については別途協議とする。

(適正制御)

第35条 浄配水場等施設の運転監視操作に従事する者は、浄配水場等施設の運転にあたり手順書等を作成し、手順書等に基づいて常に適正な制御を行わなければならない。

なお、発注者所管工事の施工に伴う圧力調整については別途協議とする。

(設備点検計画)

第36条 浄配水場等の施設設備点検等は、原則として業務履行計画書内の設備点検基準表に基づいて行うものとする。

2 設備点検基準表は、浄水処理及び排水処理等の運転管理状況、設備機器の整備状況を十分掌握して立案しなければならない。

なお、点検対象のうち、法令等でその内容や頻度等が定められているものについては、これに従い計画すること。

3 設備点検基準表を変更する必要がある場合は、監督員と協議しなければならない。

(薬品、燃料等の管理)

第37条 浄配水場等施設の設備点検に従事する者は、設備の運転にあたっては、工業薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム）、自家発電設備用燃料（灯油、軽油等）の消費状況及び貯蔵状況の把握を行い、貯蔵量が減少し補給の必要が生じた時は事前に監督員に報告し、購入を依頼しなければならない。

2 薬品、軽油、灯油等の受入作業が終了したときは、その周辺を点検するとともに、施錠等危険防止の措置を講じておかななければならない。なお、灯油、軽油等の受入は危険物取扱者の立会いの下、受入作業を行う。

(異常時の措置)

第38条 浄配水場等施設の日常巡視、定期点検に従事する者は、異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講じ、現場で修理可能なものについては作業を実施し、不具合報告書を提出すること。修繕が必要なものについては不具合報告書を提出し対応を監督員と協議すること。浄配水場等の運転監視上、不具合及び水質事故等により水運用に支障がある場合は、直ちに初動対応を行い監督員に報告すること。監督員との協議があった場合はその協議内容に従い、異常箇所の対応にあたること。また、受注者は、災害、重大事故等の緊急事態発生に備え、受注者職員を非常招集できる体制を予め確立しておかななければならない。

2 軽微な故障（ランプ交換、各部増締、機器の切替等で対応出来るもの）については巡回点検記録簿に記入する事で報告に代える事ができる。

3 夜間管理体制時に異常を発見した場合は、38条1項に記載する内容と同様に対応にあたること。

- 4 休日管理体制時に異常を発見した場合は、38条1項に記載する内容と同様に対応にあたること。
- 5 災害発生時に異常を発見した場合は、38条1項及び特記仕様書第11条に記載する内容と同様に対応にあたること。
- 6 監督員との協議内容について疑義が生じた場合は、再度協議を実施の上処置を行うこと。

(災害時)

第39条 受注者は、災害及び事故等の緊急時は、適切な措置を講ずるとともに、特記仕様書第11条に定める「災害時の対応」により行動しなければならない。

(記録)

第40条 浄配水場等施設の運転監視操作に従事する者は、設備の運転、警報、故障及び不具合等発生、計器計測指示、その他運転監視に必要なものについて運転監視日誌に記録しなければならない。

- 2 浄配水場施設等設備の日常巡回又は定期点検に従事する者は、設備機器の状態、点検結果について各点検表に記録し、計画業務においては業務日誌に記載しなければならない

(経費の負担)

第41条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自らが業務履行上で直接的に必要な経費とし、特記仕様書第12条に別に定めるものとする。それ以外は発注者と協議するものとする。

- 2 受注者が災害時に要した費用については、発注者と受注者で協議するものとする。
- 3 受注者が浄配水場内に駐車スペースを必要とする場合は、行政財産目的外使用として、受注者に対して費用を徴収する。
- 4 受注者が水道庁舎4階中央操作室脇の倉庫(約18㎡)を使用する場合、ロッカースペース(約8㎡)を使用する場合は、行政財産目的外使用として、受注者に対して費用を徴収する。
- 5 委託期間に生じた受注者の帰責事由による損害等に係る経費は受注者が負担するものとする。ただし、受注者以外の者による損害、過失及び天災、不測の事故等による場合はこの限りでない。
- 6 22条5項に記載する委託費に含む修繕の実施費用は、受注者自らが計画及び管理を行い、負担するものとし、特記仕様書第13条に別に定めるものとする。記載ないものについては発注者と協議するものとする。

(協議)

第42条 本仕様書に疑義を生じた場合、又は、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

(雑 則)

第43条 受注者は、監督員の許可なく発注者の所有物及び情報の外部への持ち出し並びに利用、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

2 非常時においても各浄配水場等施設の対応に必要な人員の確保に努めること。

3 受注者は川口市内に管理事務所等の設置を行うなど、合理的かつ効率性並びに機敏性を図り、当該業務委託遂行に努めなければならない。

(委託業務終了に伴う引継等)

第44条 受注者は、支障なく運転監視業務等が継続できるように、前の受注者から業務を引き継ぐこと。業務引継ぎに要する経費は、前の受注者、受注者各々の負担とする。

2 受注者は、委託業務の契約期間が満了した時又は契約が解除された時は、発注者が指定する者に、対象施設、施設の運転監視及び維持管理に係る業務引継ぎが円滑に行われるよう協力するものとし、本委託業務が支障無く継続されるよう引継ぎを行うものとする。